

公営企業課関係資料

資料1-1	令和5年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について.....	P1
資料1-2	公営企業の脱炭素化について.....	P13
資料1-3	公営企業のDXについて.....	P17
資料1-4	新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債の延長について.....	P19
資料1-5	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について.....	P20
資料1-6	公営企業の更なる経営改革の推進について.....	P22
資料1-7	公営企業の「経営戦略」の改定の推進について.....	P28
資料1-8	公営企業の抜本的な改革等の推進について.....	P30
資料1-9	公営企業会計の適用拡大について.....	P36
資料1-10	第三セクター等の経営健全化の推進について.....	P40

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市公営企業担当課
各企業団財政担当課
(都道府県指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局公営企業経営室
総務省自治財政局準公営企業室

令和5年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について

総務省においては、現在、令和5年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては財政措置等について確定を見るに至ってはおりませんが、地方公共団体における公営企業等に関する予算編成作業等の状況に鑑み、さしあたり現段階における令和5年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

第1 公営企業の更なる経営改革の推進

今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中において、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてより的確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められる。各公営企業においては、以下の留意事項等を踏まえ、持続可能な経営の確保に向けた積極的な取組を推進していただきたい。

1 経営戦略の改定の推進

(1) 総論

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものである。これまで、令和2年度までの策定を要請し、その後、策定済みの経営戦略について、経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、質を高めていくため3年から5年内の見直しを行うことが重要であることから、令和7年度までの改定を要請しているところである。

このような中、ほとんどの事業で経営戦略の策定を終え、改定に向けた検討が進められている一方で、未策定の事業もなお存在している。経営戦略が未策定の事業においては、策定期限を経過していることを踏まえ、4に掲げる「経営・財務マネジメント強化事業」も積極的に活用し、速やかに策定に向けて取り組んでいただきたい。

(2) 改定に当たっての留意事項

経営戦略の見直しに当たっては、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、経営戦略の改定に反映することで、実効性のある経営戦略となるよう取り組んでいただきたい。

なお、経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、これらの取組を反映した経営戦略の改定を要件とする予定であることに留意していただきたい。

経営戦略の改定に当たっては、策定・改定の実務上の指針である「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書である「経営戦略策定・改定マニュアル」のほか、「「経営戦略」の改定推進について」（令和4年1月25日付け総財公第6号・総財営第1号・総財準第2号総務省自治財政局公営企業課長等通知）を参照していただきたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html)

また、「経営戦略策定・改定ガイドライン」で示しているとおり、公営企業の経営に当

たっては、賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要である。このような中、地方公共団体においては、現下の課題である物価高騰への対応や、積極的なデジタルの活用（DX）とグリーン化（GX）の推進などが求められていることを踏まえ、各公営企業においても、これらの課題に積極的に取り組み、経営戦略に適切に反映していただきたい。

併せて、新型コロナウイルス感染症に伴い生じている、生活様式の変化や働き方・学び方の変容が各公営企業の経営に与える影響を適切に反映させることも重要である。

なお、新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、このような現下の経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めていただきたい。

2 公営企業の抜本的な改革等の推進

(1) 総論

抜本的な改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性について検証するとともに、経営形態のあり方について検討を行うことが必要であり、事業ごとの特性に応じて、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用について具体的に検討することが重要である。

なお、水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されていることから、抜本的な改革のうち、広域化等及び民間活用の検討が求められる。

また、公営企業においては、持続可能な経営を確保するため、経営に要するコストを削減することが重要であるが、コストの削減に当たっては、抜本的な改革により業務そのものを見直すほか、DXの取組を推進することや、コスト効率（業務密度）を増加させる取組*を実施することも有効であることから、積極的に検討していただきたい。

※ コスト効率（業務密度）を増加させる取組とは、次のとおり業務や施設ごとのコストの共有の観点からコストを削減する取組

- ・ 業務や施設を通じた一括工事・一括管理等の取組によりコストを共有することで、平均コストを低下させる取組
- ・ 事業統合に際し管路延長に多額の経費を要する場合など、コストの共有が困難な場合には、敢えて別個の取扱いとする（例：下水道事業における最適化）ことで、平均コストの上昇を抑制する取組

(2) 広域化等の推進

広域化等については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できることから、各公営企業において積極的に取組を推進していただきたい。第2に掲げるとおり、特に、水道事業及び下水道事業については、令和4年度までの「水道広域化推進プラン」及び「広域化・共同化計画」の策定に取り組むとともに、これらの計画に基づく広域化等の取組を推進していただきたい。その際、広域化等には、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注等の多様な手法があることを踏まえ、地域の実情に沿った検討を行っていただきたい。病院事

業については、各地域の将来目指すべき医療提供体制の確保に向けた取組と整合を図りながら、地域の実情を踏まえつつ、機能分化・連携強化の着実な実施に取り組んでいただきたい。

(3) 民間活用の推進

民間活用については、民間の資金・ノウハウの活用による効率化効果が期待できることから、PPP/PFIをはじめとして、民間委託や指定管理者制度の導入、地方独立行政法人の設立など、多様な手法について積極的かつ計画的に導入を検討していただきたい。

このうち、PPP/PFIについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治調第25号自治省財政局長通知）において、PFI事業に係る施設整備に要する経費について、直営事業の場合と同等の地方財政措置を講ずることとされている。

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）においては、水道及び下水道が重点分野として指定され、基本的にはコンセッション事業（公共施設等運営事業）の活用を目指すこととされている。

(4) 取組の横展開

公営企業における抜本的な改革の検討に資するよう、毎事業年度、その取組状況について調査・公表を行っている。令和3年度においては、事業廃止100件、広域化等89件、包括的民間委託37件など、各事業の特性に応じた取組が行われている。

また、抜本的な改革等の取組に係る先進・優良事例をとりまとめた「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」を令和5年3月に作成・公表予定である。各公営企業において、更なる経営改革の推進に向けて積極的に活用していただきたい。

3 公営企業の「見える化」の推進

(1) 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の更なる適用の推進について」（平成31年1月25日付け総財第9号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成31年1月25日付け総財第10号総務省自治財政局長通知）により、下水道事業及び簡易水道事業（以下「重点事業」という。）について、令和5年度までに公営企業会計へ移行する必要があるが、また、重点事業以外の事業についても、令和5年度までにできる限り移行することが必要であるので、各地方公共団体においては、次の事項に留意の上、一層の取組を推進していただきたい。

- ・ 水道事業及び下水道事業については、会計処理に係る委託費や人件費等の節減を図るため、公営企業会計への移行や広域化の機会に併せて、水道事業と簡易水道事業、複数の種類の下水道事業などについて、会計統合の取組を積極的に推進していただきたい。
- ・ 簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置については、令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業は

令和6年度から公営企業会計の適用を要件とする予定であることに留意いただきたい。

重点事業以外の事業についても、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務を複数の事業で一括して取り組むことなどにより、移行作業を効率的かつ円滑に実施可能となることに留意しつつ、重点事業の公営企業会計への移行に併せて一括して取り組むなど、公営企業会計への移行を積極的に推進していただきたい。

併せて、都道府県においては、市区町村が円滑に移行を進めることができるよう、都道府県内の市区町村が参加する連絡会議等を設置の上、個別の市区町村の取組状況を踏まえた適切な助言等について、引き続きご協力いただきたい。

総務省においても、各地方公共団体において公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、平成31年3月に「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を改訂したほか、4に掲げるとおり、「経営・財務マネジメント強化事業」を令和5年度も引き続き実施することとしており、積極的に活用していただきたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

① 公営企業会計の適用に要する経費

固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費について、その全額を公営企業債（公営企業会計適用債）の対象とすることとしている。下水道事業及び簡易水道事業については、その元利償還金に対し、引き続き普通交付税措置を講ずることとし、その他の事業については、その元利償還金の1/2を一般会計からの繰出の対象とした上で、当該繰出に対し、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている（令和元～5年度）。

なお、水道事業と簡易水道事業、複数の種類の下水道事業など、同種の事業を行う場合に、当該同種の事業を通じて一の特別会計によって経理を行うため、一部の事業について新たに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用する場合にあっても、必要な移行経費について公営企業会計適用債の対象となることに留意いただきたい。

また、会計処理及び財務諸表の作成に要する経費については、財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度まで対象期間が拡大されていることに留意いただきたい。

② 都道府県が行う市区町村への支援に要する経費

連絡会議・研修会等の開催や、専門人材の活用による個別相談会の実施など、都道府県が行う市区町村への支援に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～5年度）。

③ 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業とで発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、適用後3年間の激変緩和措置を引き続き講ずることとしている。

(2) 経営比較分析表

平成27年度から各公営企業において作成・公表している経営比較分析表については、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車場整備事業、病院事業及び工業用水道事業の9分野を対象としている。各公営企業の経営比較分析表は、総務省ホームページからも閲覧可能であるので、今後とも、各公営企業の経営分析や抜本的な改革の検討に当たり、積極的に活用していただきたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kessan.html)

4 人的支援

地方公共団体の状況や要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」（地方公共団体金融機構との共同事業）については、令和5年度も引き続き実施することとしている。具体的には、経営戦略の改定・経営改善、「公立病院経営強化プラン」の策定及び経営強化の取組、上下水道の広域化、第三セクターの経営健全化並びに公営企業会計の適用等に加え、新たにDX・GXの取組等についてアドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしており、各公営企業においては積極的に活用していただきたい。

(参考：<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>)

第2 各事業における課題とその対策

1 病院事業

(1) 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化の推進

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知。以下「経営強化ガイドライン」という。）を踏まえ、令和5年度末までに実効性のある内容を盛り込んだ「公立病院経営強化プラン」（以下「経営強化プラン」という。）を策定し、経営強化の取組を推進していただきたい。

また、都道府県は、市町村等が経営強化プランを策定するに当たり、地域医療構想や医師確保計画等との整合性の確認や、必要な機能分化・連携強化の取組が経営強化プランに盛り込まれるよう、積極的に助言するなど、経営強化ガイドラインに記載されている都道府県の役割・責任を果たすことが重要である。

さらに、都道府県立病院等は、不採算地区病院をはじめとする中小規模の公立病院・診療所との連携・支援の取組について、関係する医療機関との協議を進め、その取組が経営強化プランに盛り込まれるよう検討を行うことが重要である。

加えて、令和6年4月に医師の時間外労働規制が開始されることから、各公立病院においては、適切な労務管理の推進等により医師の時間外労働の縮減を図るとともに、宿日直許可や特例水準の指定の取得等必要な対応を早急に進めることが重要である。

(2) 地方財政措置

持続可能な地域医療提供体制を確保する観点から、経営強化に係る取組を支援するため、所要の地方財政措置を講ずることとしている。

なお、以下のほか、不採算医療・特殊医療等について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

① 建築単価の見直し

公立病院等の新設・建替等に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、40万円/㎡から47万円/㎡へ引き上げることとし、令和4年度の病院事業債から適用することとしている（継続事業についても、令和4年度分の病院事業債から適用）。

② 不採算地区病院等に対する特別交付税基準額引上げの継続

不採算地区病院等について、コロナ禍においても病院機能を維持し、地域医療提供体制を確保するため、令和3年度に特別交付税措置の基準額を引き上げた（30%）ところであるが、この措置を令和5年度においても継続することとしている。

③ 公的病院等への特別交付税措置の拡充

公的病院等の運営経費に対する地方公共団体からの助成については、不採算地区の病院（不採算地区の中核的な病院を含む。）に係る措置も含め、公立病院に準じて特別交付税措置を講じてきているところであるが、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療構想や医師の働き方改革等へ対応しながら過疎地域等に必要の不採算・特殊医療を担う公的病院等について、その運営経費に対する地方公共団体からの助成に係る特別交付税措置を以下のとおり拡充する。

1) 公的病院等の医師・看護師等の派遣受入経費に係る特別交付税措置

医師・看護師等の確保が特に困難である、過疎地域等に所在する^{※1}又は救急医療を担う^{※2}公的病院等^{※3}の、医師・看護師等の派遣受入に要する経費^{※4}に対する地方公共団体からの助成について、新たに特別交付税措置^{※5}を講ずる。

ただし、以下の場合は対象外とする。

- ・ 派遣元である医療機関と派遣先公的病院等が相互に医師・看護師等を派遣する場合
 - ・ 同一の経営主体の医療機関（指定管理者として運営している医療機関を含む。）から医師・看護師等の派遣を受ける場合
- ※1 不採算地区病院の立地要件を満たすこと
※2 初期救急医療機関、二次救急医療機関又は三次救急医療機関であること
※3 病院については、「公的医療機関等2025プラン」を策定していること（診療所については、下記※6を要件とする。）
※4 他の医療機関が派遣する医師・看護師等を非常勤として受け入れるために要する以下の経費
- ・ 派遣を受け入れる公的病院等が負担する派遣される医師・看護師等に係る旅費（交通費、宿泊費等）
 - ・ 派遣を受け入れる公的病院等が派遣元である医療機関へ支払う医師等の派遣を受けることにより生じる負担金
- ※5 対象経費の財源に充てるための地方公共団体からの助成額又は公的病院等が負担した額等のいずれか少ない額に0.6を乗じた額について、特別交付税措置

2) 公的医療機関等が運営する無床診療所の運営経費に係る特別交付税措置

過疎地域等に所在する^{※1}公的医療機関等が運営する無床診療所^{※6}の運営経費に対する地方公共団体からの助成について、新たに特別交付税措置^{※7}を講ずる。

- ※6 地域医療構想を踏まえた公的病院等の役割・機能の見直しに伴い診療所化したもの（地域医療構想の制度化前において国の施策を踏まえて診療所化したものも対象とする。）であって、各都道府県の医療計画において5疾病6事業の対応医療機関として位置付けられている診療所であること
- ※7 地方公共団体からの助成額に0.8を乗じた額又は710万円のいずれか少ない額について、特別交付税措置

2 水道事業

(1) 広域化の推進

水道事業における抜本的な改革の中でも、複数の市町村が市町村の区域を越え、連携して又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進することが必要である。

このため、「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総財第85号・生食発第0125第4号総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・

食品安全審議官通知)により、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、各都道府県において、「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定するよう要請しているところであり、その趣旨を踏まえて引き続き取り組んでいただきたい。その際、同通知において、同プランを策定した場合には、積極的に公表し住民に周知を図り、都道府県及び市町村等の議会へ説明するとともに、遅滞なく総務省及び厚生労働省に報告するよう要請していることにも留意していただきたい。

また、広域化は、地域事情の異なる市町村を跨いだ議論や判断を要することが多いため、広域行政を所管する都道府県の強力なリーダーシップの下で検討を進めていただくことが重要である。同通知においても、都道府県が同プランに基づく取組を推進する役割を担い、市町村等は同プランを踏まえて広域化に取り組むことや、取組の進捗状況等に合わせて適宜同プランの改定を行うことを要請しているところである。同プランの策定後においても都道府県のリーダーシップの下で同プランに基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、同プランの充実を図っていただきたい。その際、「生活基盤施設耐震化等交付金」における広域化事業は、交付対象期間が原則10年間であり、令和16年度までの時限事業とされていることや、地方財政措置は同プランに記載されている広域化事業に対して講じられることに留意していただきたい。

(参考: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/02zaisei06_03000052.html)

これらの取組を推進するため、次のとおり、所要の経費について、地方財政措置を講ずることとしている。

① 「水道広域化推進プラン」に基づく事業に要する経費

「水道広域化推進プラン」に基づく広域化に伴い必要となる施設の整備費等に要する経費について、地方負担額の1/2を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の60%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

② 広域化の推進のための調査検討に要する経費

都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、新たに普通交付税措置を講ずることとしている(令和5~7年度)。

③ 経営統合に伴う高料金対策に係る激変緩和措置

経営統合を行った上水道事業について、統合後の上水道事業において算定した高料金対策の額が、統合前の事業における高料金対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から10年間の激変緩和措置(差額に一定率を乗じて算定。統合後6年目以降、段階的に縮減。)を引き続き講ずることとしている。

(2) その他の取組の推進

水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、住民生活に大きな影響を与えることが懸念されるところであり、全ての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、適切なストックマネジメントを反映した経営戦略を策定・改定し、適切に料金改定を行い所要の財源を確保しつつ、着実な更新投資を進めることが重要である。併せて、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI等の民間活用取組についても積極的に検討していただきたい。

水道事業の経営基盤を強化するためには、ICT・IoT等の先端技術の活用による業務の効率化も重要となる。既に多くの水道事業において、浄水場等における集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されているが、水道スマートメーターによる自動検針・漏水情報の自動収集やビッグデータの収集・解析による配水の最適化・故障予知診断など、更なるDXの推進を検討していただきたい。

また、令和2年度より、土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁や津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域等における防水扉等の整備に要する経費について、地方財政措置を講じていることから、引き続き、災害対策に積極的に取り組んでいただきたい。

3 下水道事業

(1) 広域化・共同化の推進

スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できる広域化・共同化のうち、最も財政効果が高い類型は、管渠の接続によって処理場の統廃合を行う場合であり、市町村内の事業間の接続も含め積極的に検討していただきたい。その際、市町村間の接続は、接続先市町村における処理場の余剰能力を活用した新たな収入確保策として有効であることにも留意していただきたい。また、広域化・共同化に向けた検討に当たっては、既存の機械設備等の更新時期を捉えて、幅広く取組の効果の試算等に取り組んでいただきたい。

広域化・共同化の推進に当たっては、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日付け総財準第1号・29農振第1698号・29水港第2464号・国下事第56号・環循適発第1801171号総務省自治財政局準公営企業室長等通知)により、各都道府県において、「広域化・共同化計画」を令和4年度末までに策定するよう要請しているところであり、その趣旨を踏まえて引き続き取り組んでいただきたい。

同計画の策定後においても、「広域化・共同化計画策定マニュアル(改訂版)」等を踏まえ、都道府県のリーダーシップの下でPDCAサイクルを回せる体制を構築し、同計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、同計画の更なる充実を図っていただきたい。

これらの取組を推進するため、次のとおり、所要の経費について、地方財政措置を講ずることとしている。

① 広域化・共同化に伴う施設整備等に要する経費

「広域化・共同化計画」に位置付けられた広域化・共同化事業に伴い必要となる施設の整備に要する経費について、事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に加え、取組処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の28%~56%について、普通交付税措置を講ずることとしている。

また、公共下水道等を流域下水道へ統合する場合には、流域下水道への統合のために市町村が実施する接続管渠等の整備に要する経費について、取組処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の35%~63%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

② 広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費

都道府県が実施する広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費について、新たに普通交付税措置を講ずることとしている（令和5～7年度）。

③ 事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置

「広域化・共同化計画」に位置付けられた事業統合（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）を行った下水道事業について、統合後の下水道事業において算定した高資本費対策の額が、統合前の事業における高資本費対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から統合前の事業のうち接続元の事業が供用開始後30年に達するまでの間、激変緩和措置（差額部分について、統合後6年目以降、段階的に縮減。）を引き続き講ずることとしている。なお、複数の種類の下水道事業について同一の特別会計で経理を行うこととした場合においても、事業毎に高資本費対策が講じられることに留意していただきたい。

(2) その他の取組の推進

汚水処理施設の整備に当たっては、地理的・社会的条件に応じ、各種汚水処理施設の中から最適なものを選択し、計画的・効率的に整備を行う最適化が重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種汚水処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組んでいただきたい。

職員（特に技術職員）が減少する中で、将来にわたり安定的に事業を継続するには、効率的に維持管理等を行うことが必要であり、指定管理者制度や包括的民間委託、コンセッション事業を含むPPP/PFI、事業や団体を越えた事務委託の共同発注など、民間活用の取組についても積極的に検討していただきたい。また、広域化・共同化を促進する観点からも、ICTを活用した処理場の遠隔監視の導入など、更なるDXの推進を検討していただきたい。

今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上の影響が大きくなると見込まれることから、経営戦略やストックマネジメント計画の策定を通じて計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、適切なストックマネジメントの下、施設の長寿命化や事業量の平準化に努めていただきたい。

経営及び資産の状況を的確に把握し、持続的な経営を確保するとともに、広域化・共同化等の経営改革を推進するためにも、公営企業会計の更なる適用拡大に取り組んでいただきたい。

また、下水道事業会計が実施する流域治水対策に資する地方単独事業に要する経費については、一般会計からの公営企業繰出金に対して、令和3年度から令和7年度までの間、緊急自然災害防止対策事業債の対象とすることとしている。公共下水道事業における対象施設については、雨水ポンプ、雨水貯留浸透施設（雨水貯留管を含む。）、樋門、樋管としている。

4 交通事業

住民生活に不可欠な地下鉄事業は、トンネル建設など巨額の建設費を要することから資本費負担が著しく多額となり、安定経営を圧迫するものとなっている。また、新型コロナ

ウイルス感染症の影響により料金収入が大幅に減少しており、今後もテレワークの普及等が進むことにより旅客需要が元の水準には戻ることはないという指摘もあることを踏まえれば、令和5年度以降も厳しい経営が見込まれることとなることから、次のとおり地方財政措置を講ずることとしている。

① 地下鉄事業特例債の延長

地下鉄事業特例債（以下「特例債」という。）は、公営地下高速鉄道の経営健全化に資するため、昭和45年度の創設以来、地下鉄事業の経営状況が厳しいことなどを踏まえ、数次にわたる延長を経て、現行のいわゆる「再特例債」となり、その期限は令和4年度までとなっている。

令和5年度以降の特例債については、新型コロナウイルス感染症の影響により地下鉄事業の経営環境に変化が生じており、今後の経営の将来像を見定める必要があることから、「再々特例債」として5年間延長し、引き続き地方財政措置を講ずることとしたところである。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化に対応するためには、前述のとおり経営戦略の改定が重要であることから、次のとおり経営戦略の改定状況に応じた発行要件を設けることとしたことに留意していただきたい。

・ 平成13～22年度発行の建設改良債の利子

令和7年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響による地下鉄事業を取り巻く経営環境の変化を踏まえて経営戦略を改定し、又は改定に着手していることを特例債の発行要件とする。令和8年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえて経営戦略を改定していることを特例債の発行要件とする。

・ 平成12年度以前発行の建設改良債の利子

既存の経営戦略に沿った取組が確認できることに加え、経営戦略を既に改定している場合は、収入確保対策や経費削減対策などを盛り込み、更に充実強化を図ろうとしていること、経営戦略の改定に着手している場合は、収入確保対策や経費削減対策などを盛り込む見込みがあることを特例債の発行要件とする。

② 地下鉄事業資本費負担緩和債の要件緩和措置

地下鉄事業資本費負担緩和債は、地下鉄事業の建設改良債に係る利子のうち、地方財政法（昭和23年法律第109号）に定める「資金の不足額」のうち前年度に比べ増加が見込まれる範囲内の額で一定の要件に該当する場合に発行が認められているところである。特に資金繰りが厳しい地下鉄事業（繰越欠損金があり、地方財政法の規定に基づき算定する「資金不足比率」が10%以上のもの）については、発行可能額を前年度に比べ増加が見込まれる資金の不足額の範囲内とする要件を適用しないこととしている。

なお、一般会計繰出及び地方財政措置がない資金手当であることから、発行に際しては長期的な見通しに基づく経営の健全な運営を行う必要性に留意していただきたい。

5 その他の事業

観光施設事業及び宅地造成事業については、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総財令第146号・総財準第21号総務副大臣通知）の趣旨等を踏まえ、適切に対処していただきたい。

第3 その他諸課題への対応

1 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に係る対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、大幅な収入減が発生していることから、公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年5月より、特別減収対策企業債を発行できることとしている。その上で、償還利子の1/2の額を繰り出し、繰出額の80%を特別交付税により措置することとしている。

令和5年度も新型コロナウイルス感染症に伴う料金収入の減少により、資金繰りに影響が生じるおそれがあることから、引き続き特別減収対策企業債の発行を可能とすることとしている。

また、電力価格高騰による事業経費の増大については、「公営企業における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）の活用について」（令和4年12月15日付け総務省自治財政局公営企業課・公営企業経営室・準公営企業室事務連絡）等を踏まえ、適切に対処していただきたい。

2 公営企業の脱炭素化

「GX実現に向けた基本方針」（令和4年12月22日GX実行会議決定）において、地方公共団体は地域脱炭素の基盤となる重点対策（太陽光発電以外も含めた再生可能エネルギーの導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）を率先して実施することとされたことを踏まえ、公営企業の脱炭素化のための地方単独事業を実施できるよう、以下のとおり地方財政措置を講ずることとしている。

まず、対象事業は、太陽光発電の導入、ZEB化、省エネルギー改修の実施及びLED照明の導入並びに電動車等の導入（EV、FCV、PHEV）としており、その地方負担の1/2について一般会計からの繰出の対象として公営企業債（脱炭素化推進事業）（仮称）を充当できることとしている（残余（地方負担の1/2）については通常の公営企業債を充当。）。後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、太陽光発電の導入及びZEB化についてはその50%、省エネルギー改修の実施及びLED照明の導入については地方公共団体の財政力に応じてその30%~50%、電動車等の導入についてはその30%を、それぞれ基準財政需要額に算入することとしている。なお、太陽光発電の導入及びZEB化は新築・改築時対象としている。

省エネルギー改修の実施については、公営企業施設等の省エネルギー改修のうち、建築物に係るものについては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）に適合させるための改修を、それ以外のもの（水道施設等における省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー設備の導入など）については改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できる改修を対象とすることとしている。

さらに、公営企業の特有の取組として、新たに水道事業及び工業用水道事業において地方単独事業として実施する小水力発電の導入並びに下水道事業において地方単独事業及び国庫補助事業として実施するバイオガス発電、肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設等の導入を対象に、その地方負担の1/2について一般会計からの繰出の対象として公営企業債（脱炭素化推進事業）（仮称）を充当できることとし（残余（地方負担の1/2）につ

いては通常の公営企業債を充当。）、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その50%を基準財政需要額に算入することとしている。

なお、小水力発電の導入については、簡易水道事業及び下水道事業においても、各事業の建設改良に要する経費に対する地方財政措置の対象となることを踏まえ、導入について検討していただきたい。

ただし、再生可能エネルギーの導入（太陽光発電、小水力発電、バイオガス発電の導入等）について、売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外とすることとしている。

また、交通事業（バス事業）において地方単独事業として実施する電動バス等の導入（EV、FCV、PHEV）を対象に、公営企業債（脱炭素化推進事業）（仮称）を充当できることとし、一般車両を導入する場合に比して増嵩する額に相当する額について一般会計からの繰出の対象とするともに、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、電動バス等の導入費用の30%を基準財政需要額に算入することとしている。なお、FCVをリースにより導入する場合についても、一般車両を導入する場合に比して増嵩する額に相当する額について一般会計からの繰出の対象とし、リース料の30%について特別交付税措置を講ずることとしている。

なお、これらの事業期間については、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、令和7年度までを集中期間として脱炭素を前提とした施策を総動員することとされたことを踏まえ、令和7年度までとしている。

3 公営企業のDX

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において、水道・下水道・交通・医療分野等におけるデジタル化の取組を推進することとされた。DXの取組は、業務効率化、経費削減、住民サービスの向上等を通じて、公営企業の持続可能な経営の確保に資するものであることから、公営企業におけるDXの取組が一層推進されることが重要である。現行の制度においても、地方債同意等基準運用要綱等の要件を満たす場合には、公営企業のDXの取組に要する経費について、公営企業債の発行が可能であることから、積極的に検討していただきたい。

また、第1の4に掲げる「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たにDX・GXの取組についてアドバイザーを派遣することとしており、各公営企業においては積極的に活用していただきたい。

なお、公営企業のDXの取組に係る先進・優良事例については、令和5年3月に作成・公表予定の「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」を参考にしていきたい。

4 地方公務員の定年引上げへの対応

地方公務員の定年引上げについては、「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について」（令和3年8月31日付け総行公第89号・総行女第40号・総行給第55号総務省自

治行政局公務員部長通知)、「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について」(令和4年3月31日付け総行公第25号・総行女第10号・総行給第21号総務省自治行政局公務員部長通知)等にも留意し、60歳超職員の給料月額や退職手当の取扱いなど、一般行政職の職員の取扱いとの均衡等を十分勘案の上、適切に対処していただきたい。

5 会計年度任用職員制度の適正な運用

地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」(令和4年12月23日付け総行公第151号・総行給第84号総務省自治行政局公務員部長通知)等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。

6 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)においては、地方公共団体から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、一般会計及び特別会計のそれぞれの会計において、税務署へ適格請求書発行事業者の登録を申請する必要がある。また、請求書等発行システムの改修を行うなどの準備が必要となる場合があることに留意の上、現時点で課税事業者である特別会計においては、令和5年3月31日までに申請いただきたい。

また、現時点で免税事業者である特別会計においては、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得ることから、対応要否について適切に検討いただき、課税事業者に対する消費税課税取引が存在するなど、インボイス発行の必要がある会計においては、令和5年3月31日までに申請いただきたい。

7 第三セクター等の経営健全化の推進

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等(第三セクター及び地方公社をいう。以下同じ。)は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知)等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター等については、各地方公共団体において、引き続き経営健全化等に取り組んでいただきたい。

特に、財政的なリスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」(令和元年7月23日付け総財公第19号総務省自治財政局公営企業課長通知)を踏まえ経営健全化方針を策定の上、策定した方針に基づき、一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表いただきたい。

また、策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要があるが、評価の結果、策定した方針と実績が乖離している場合は、当該方針の見直しを行うなど、財政的なリスクの解消に向けて適切に取り組んでいただきたい。

第三セクター等の経営健全化の支援として、第1の4に掲げる「経営・財務マネジメント強化事業」において、第三セクター等の経営健全化に係るアドバイザーの派遣を行っている。経営状況が悪化している第三セクター等においては本事業を活用し、経営の健全化に取り組んでいただきたい。

このほか、地方公共団体における第三セクター等の効率化・経営健全化や地域活性化等に係る取組を推進するため、経営健全化やDX・GX等の取組に係る事例をとりまとめた新たな事例集を令和5年3月に作成・公表予定である。現在公表している「第三セクター改革等先進事例集」と併せて参考にしていただきたい。

なお、各地方公共団体における第三セクター等の経営健全化の取組状況については、総務省ホームページに掲載しているので参考にしていただきたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html)

「令和5年度の地方財政対策及び地方債計画の概要(公営企業関係)」及び「令和5年度地方公営企業関係予算案主要項目」については、別添1・2のとおりであり、併せて参照されたい。

【連絡先】

(公営企業の抜本的な改革等の推進、下記以外の事項)		
自治財政局公営企業課	黒岩係長	電話：03-5253-5634
(経営戦略の改定の推進、第三セクター等の経営健全化の推進)		
自治財政局公営企業課	長濱係長	電話：03-5253-5635
(公営企業会計の適用拡大、人的支援)		
自治財政局公営企業課	阿部係長	電話：03-5253-5635
(経営比較分析表、新型コロナウイルス感染症に係る対応)		
自治財政局公営企業課	倉内係長	電話：03-5253-5634
(水道事業)		
自治財政局公営企業経営室	伊藤係長	電話：03-5253-5638
(交通事業、エネルギー事業)		
自治財政局公営企業経営室	関口係長	電話：03-5253-5639
(下水道事業)		
自治財政局準公営企業室	宮本係長	電話：03-5253-5642
(病院事業)		
自治財政局準公営企業室	小幡係長	電話：03-5253-5643
(観光施設事業、宅地造成事業)		
自治財政局準公営企業室	前田係長	電話：03-5253-5643

令和5年度の地方財政対策及び地方債計画の概要
(公営企業関係)

1. 通常収支分

(1) 地方財政対策(公営企業繰出金)

2兆4,000億円程度(前年度約1.5%減)

○主な事業

上水道事業 1,100億円程度(前年度約3.1%減)

病院事業 7,900億円程度(前年度約0.4%減)

下水道事業 1兆3,300億円程度(前年度約2.1%減)

(2) 地方債計画(公営企業分) 2兆7,551億円(前年度4.1%増)

2. 東日本大震災分

(1) 地方財政対策(公営企業繰出金)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、
所要の事業費及び財源を確保

(2) 地方債計画(公営企業分)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、
所要の事業費及び財源を確保
3億円(前年度40.0%減)

令和5年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円、%)

項 目	令和5年度 計画額(A)	令和4年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,889	15,905	△ 16	△ 0.1
2 公営住宅建設事業	1,097	1,098	△ 1	△ 0.1
3 災害復旧事業	1,127	1,128	△ 1	△ 0.1
4 教育・福祉施設等整備事業	4,108	3,707	401	10.8
(1) 学校教育施設等	1,682	1,454	228	15.7
(2) 社会福祉施設	367	367	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	981	807	174	21.6
(4) 一般補助施設等	541	542	△ 1	△ 0.2
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	27,388	28,014	△ 626	△ 2.2
(1) 一般	2,486	2,412	74	3.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	4,800	5,500	△ 700	△ 12.7
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	5,220	△ 900	△ 17.2
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	5,940	5,730	210	3.7
(1) 辺地対策	540	530	10	1.9
(2) 過疎対策	5,400	5,200	200	3.8
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	56,694	56,727	△ 33	△ 0.1
二 公営企業債				
1 水道事業	6,038	5,571	467	8.4
2 工業用水道事業	297	300	△ 3	△ 1.0
3 交通事業	1,719	1,963	△ 244	△ 12.4
4 電気事業・ガス事業	333	288	45	15.6
5 港湾整備事業	619	689	△ 70	△ 10.2
6 病院事業・介護サービス事業	4,598	4,193	405	9.7
7 市場事業・と畜場事業	287	379	△ 92	△ 24.3
8 地域開発事業	919	840	79	9.4
9 下水道事業	12,649	12,181	468	3.8
10 観光その他事業	95	78	17	21.8
計	27,554	26,482	1,072	4.0
合 計	84,248	83,209	1,039	1.2

(単位：億円、%)

項 目	令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債	9,946	17,805	△ 7,859	△ 44.1
四 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(266)	(335)	(△ 69)	(△ 20.6)
総 計	(266) 94,994	(335) 101,814	(△ 69) △ 6,820	(△ 20.6) △ 6.7
内 普 通 会 計 分	68,172	76,086	△ 7,914	△ 10.4
訳 公 営 企 業 会 計 等 分	26,822	25,728	1,094	4.3
資 金 区 分				
公 的 資 金	40,657	43,728	△ 3,071	△ 7.0
財 政 融 資 資 金	24,238	26,264	△ 2,026	△ 7.7
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金 (国 の 予 算 等 貸 付 金)	16,419 (266)	17,464 (335)	△ 1,045 (△ 69)	△ 6.0 (△ 20.6)
民 間 等 資 金	54,337	58,086	△ 3,749	△ 6.5
市 場 公 募	34,100	36,600	△ 2,500	△ 6.8
銀 行 等 引 受	20,237	21,486	△ 1,249	△ 5.8

その他同意等の見込まれる項目	
1	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
2	地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
3	公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
4	財政再生団体が発行する再生振替特例債
5	資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
6	東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
7	東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
8	公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(通常収支分)

第1 総務省分

(単位：百万円)

項 目	令和5年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 地方公営企業の助言等及び調査研究に要する経費	9	9	0	地方公営企業等の健全で安定した経営を行うために要する経費 (主な経費) 公営企業経営アドバイザー派遣事業(モデル事業)
2 地方公営企業制度の改革の推進等に要する経費	8	9	△ 1	地方公営企業制度の改革を推進するために要する経費 (主な経費) 検討会、研究会等の運営
3 地方公営企業経営戦略等に係る支援及び先進事例の調査・検証に要する経費	6	6	0	地方公営企業における経営戦略の策定等を支援するとともに、経営戦略の策定等に資する先進事例の調査・検証を行うために要する経費
4 地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費	204	239	△ 35	地方財政決算情報管理システム(決算統計システム)の運営・保守及びシステム改修に要する経費 ※デジタル庁一括計上
5 水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、病院事業及び下水道事業の経営管理等に要する経費	3	3	0	各事業の経営分析や経営指標を取りまとめ、経営指標の公表を行うために要する経費
合 計	230	266	△ 36	

第2 他省庁分

(単位：百万円)

項 目	令和5年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係	37,460	39,008	△ 1,548	
(1) 水道水源開発等施設整備費補助	11,946	10,576	1,370	厚生労働省所管 水道水源開発施設 1/2・1/3 高度浄水施設等 1/3・1/4 国土交通省所管 (水資源機構分) 水道水源開発施設 1/2・1/3 (北海道分) 水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4 内閣府(沖縄)所管 上水道施設 1/2
(2) 簡易水道等施設整備費補助	5,004	6,272	△ 1,268	厚生労働省所管 国土交通省所管 (離島・奄美分) 簡易水道等施設 1/2 (北海道分) 簡易水道等施設 4/10・1/2・1/3・1/4
(3) 水道施設災害復旧事業費補助	356	356	0	内閣府(沖縄)所管 簡易水道施設 2/3 厚生労働省所管
(4) 生活基盤施設耐震化等交付金	20,154	21,804	△ 1,650	厚生労働省所管 水道施設耐震化 1/2・4/10・1/3・1/4 水道事業運営基盤強化 1/3・1/4

項 目	令和5年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
2 工業用水道事業関係	2,164	2,185	△ 21	
(1) 工業用水道事業費補助	2,006	2,025	△ 19	経済産業省所管 工業用水道事業費補助 4/10
(2) 水資源機構事業費補助	157	138	19	国土交通省所管 工業用水道事業費補助 4/10
(3) 沖縄振興交付金事業推進費	1	22	△ 21	内閣府所管 最大交付率 100% 改築分は、改良事業採択年度における交付率×3/4。
3 交通事業関係	30,310	26,328	3,982	
(1) 地下高速鉄道整備事業費補助	8,050	4,473	3,577	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 35%
(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金	22,009	20,509	1,500	国土交通省所管 (公営企業分は内数)
(3) 自動車環境総合改善対策費補助金 (旧: 低公害車普及促進対策費補助金)	0	169	△ 169	-
(4) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	250	1,176	△ 926	観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/3
(5) 公共交通利用環境の革新等	1	1	0	観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/2, 1/3, 2/3
4 病院事業関係	113,379	113,068	311	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
(1) 施設・設備分	5,017	4,840	177	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
① 医療施設等施設整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業除く。)	2,449	2,122	327	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地診療所施設整備事業 1/2 イ 過疎地域等特定診療所施設整備事業 1/2 ウ へき地保健指導所施設整備事業 1/2-1/3 エ へき地医療拠点病院群施設整備事業 1/2 オ 離島等患者宿泊施設施設整備事業 1/3 カ 産科医療機関施設整備 1/2 2) フライマリケア ア 研修医のための研修施設 1/2 イ 臨床研修病院 1/2 ウ 医師臨床研修病院研修環境整備 1/3 3) その他 ア 死亡時画像診断システム等施設 1/2 イ 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 1/2 ウ 院内感染対策施設整備事業 1/3 エ 分娩取扱施設施設整備事業 1/2 オ 医療施設ブロック塀改修等施設整備 1/3 ※内閣府所管(沖縄分)についてはH24から沖縄振興公共投資交付金として、一括交付金化

項 目	令和5年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
② 医療施設等施設整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業分)	500	500	0	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率 1/2
③ 医療施設等設備整備費補助金	2,068	2,218	△ 150	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地医療拠点病院 1/2 イ へき地診療所 1/2-3/4 ウ へき地患者輸送車(艇) 1/2 エ へき地巡回診療車(船) 1/2 オ 離島歯科巡回診療用設備 1/2 カ 過疎地域等特定診療所 1/2 キ へき地保健指導所 1/2-1/3 ク へき地・離島診療所支援システム設備 1/2 ケ 離島等患者宿泊施設設備整備 1/3 コ 産科医療機関設備整備 1/2 2) 公的医療施設 ア 沖縄医療施設 3/4 イ 奄美群島医療施設 1/2 3) その他 ア 遠隔医療設備 1/2 イ 臨床研修病院支援システム設備 1/2 ウ 死亡時画像診断システム等整備 1/2 エ 分娩取扱施設設備整備事業 1/2 オ 実践的な手術手技向上研修施設設備整備事業 1/2 カ 遠隔ICU体制整備促進事業 1/2 キ 産科医師不足地域における妊産婦モニタリング支援事業 1/2 ク 産科医師不足地域における妊産婦モニタリング支援事業 1/2
(2) 運営費等分	33,285	33,151	134	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
① 医療施設運営費等補助金	8,230	9,165	△ 935	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
うちへき地保健医療対策費	2,203	2,572	△ 369	へき地医療支援機構 1/2 259 へき地医療拠点病院 1/2 369 へき地診療所 3/4・2/3 857 へき地巡回診療車(船・航空機) 1/2 147 へき地患者輸送車(艇・航空機) 1/2 229 へき地診療所医師派遣強化事業 1/2 27 産科医療機関確保事業 1/2 281 その他 1/2 32
② 医療提供体制推進事業費補助金	25,055	23,986	1,069	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率 1/3, 1/2, 定額
(3) 医療介護提供体制改革推進交付金 (地域医療介護総合確保基金(医療分))	75,077	75,077	0	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
5 介護サービス施設整備事業関係	36,375	42,375	△ 6,000	(公営企業分は内数)
(1) 地域密着型サービスの施設整備等	35,208	41,208	△ 6,000	厚生労働省(公営企業分は内数)
(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	1,167	1,167	0	厚生労働省(公営企業分は内数) 補助率 1/2, 定額

項 目	令和5年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
6 市場事業・と畜場事業関係	14,454	17,262	△ 2,808	(公営企業分は内数)
(1) 強い農業づくり総合支援交付金	12,052	12,566	△ 514	農林水産省所管(公営企業分は内数) 補助率 定額(4/10以内・1/3以内・1/2以内)
(2) 浜の活力再生・成長促進交付金	2,402	2,655	△ 253	水産庁所管(公営企業分は内数) 補助率 定額(1/3以内・4/10以内・1/2以内・5.5/10以内 ・2/3以内)
(3) 消費・安全対策交付金	0	2,041	△ 2,041	-
7 下水道事業関係	1,633,713	1,622,348	11,365	(公営企業分は内数)
(1) 沖縄振興公共投資交付金	36,806	36,806	0	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(2) 地方創生整備推進交付金	39,777	39,777	0	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(3) 社会資本整備総合交付金	549,190	581,731	△ 32,541	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(4) 防災・安全社会資本整備交付金	831,299	815,570	15,729	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(5) 下水道事業費補助金	7,101	5,165	1,936	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(6) 下水道防災事業費補助金	66,451	52,448	14,003	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(7) 循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分)	8,613	8,613	0	環境省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・特定地域生活排水処理施設
(8) 農山漁村地域整備交付金	91,334	78,398	12,936	農林水産省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・集落排水施設
(9) 農山漁村振興整備交付金	3,142	3,840	△ 698	農林水産省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・簡易排水施設

(東日本大震災分)

他省庁分

(単位:百万円)

項 目	令和5年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係 東日本大震災復旧・復興水道施設災害 復旧事業費補助	254 254	277 277	△ 23 △ 23	厚生労働省所管(復興庁計上分)
2 下水道事業関係 社会資本整備総合交付金	11,553 11,553	10,272 10,272	1,281 1,281	(公営企業分は内数) 復興庁所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
3 介護サービス施設整備事業関係 社会福祉施設等災害復旧費補助金	0 0	713 713	△ 713 △ 713	厚生労働省所管(復興庁計上分、公営企業分は内数)

公営企業の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

1. 対象事業

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

(太陽光発電、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車等の導入)

※この他、小水力発電(水道事業・工業用水道事業)やバイオガス発電、リン回収施設等(下水道事業)、

電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業(バス事業))についても対象

※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

2. 事業期間

- 令和5年度～令和7年度

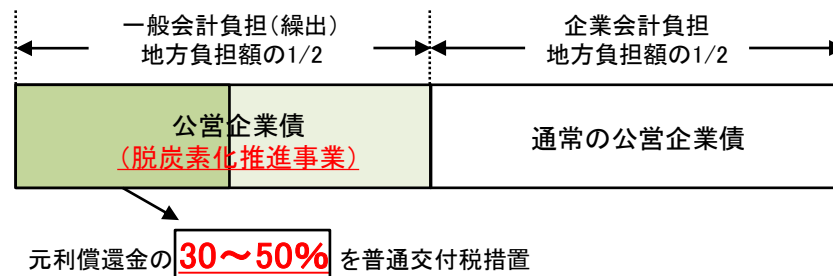
3. 地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に上表のとおり普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2))については、通常の公営企業債を充当)

対象事業	交付税措置率
太陽光発電 公共施設等のZEB化※ ¹	50%
省エネルギー (省エネ改修※ ² 、LED照明の導入)	財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車等の導入 (EV、FCV、PHEV)	30%

※¹ 太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象

※² 省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む



※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

水道・工業用水道事業における脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、**小水力発電の導入**の取組に対して地方財政措置を講じ、水道・工業用水道事業における脱炭素化を推進。

対象事業

- 小水力発電の導入

※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業を対象
※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

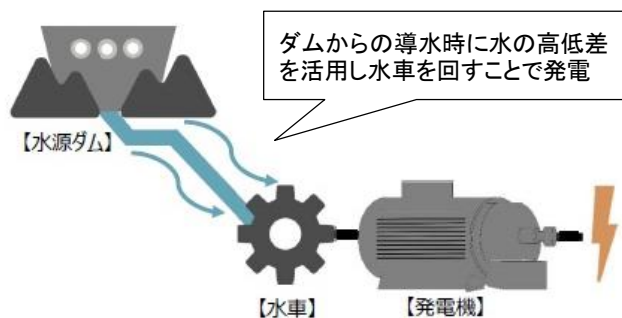
事業期間

- 令和5年度～令和7年度

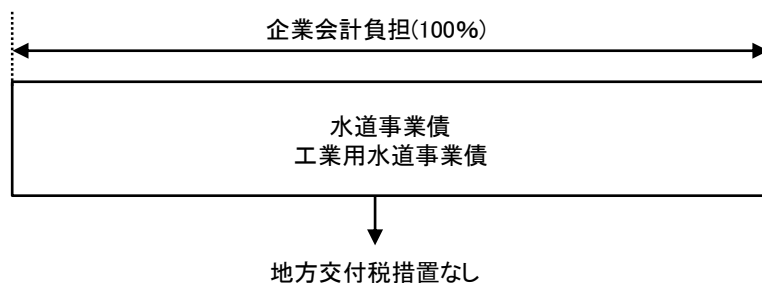
地方財政措置

- 地方負担額の1/2に一般会計から出資(一般会計出資債)し、その元利償還金の**50%**を**普通交付税措置**(残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当)

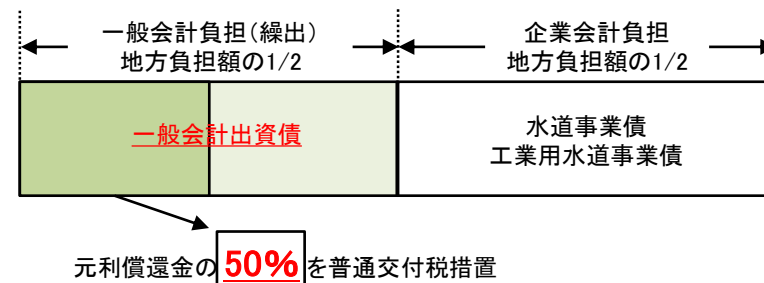
イメージ図



通常



脱炭素化推進事業



下水道事業における脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、**再生可能エネルギーの導入、汚泥の活用や高温焼却によるN₂Oの削減**の取組に対して地方財政措置を講じ、下水道事業における脱炭素化を推進。

対象事業

- 再生可能エネルギーの導入(バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用)
- 汚泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設の導入)
 - ※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業・国庫補助事業を対象
 - ※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外



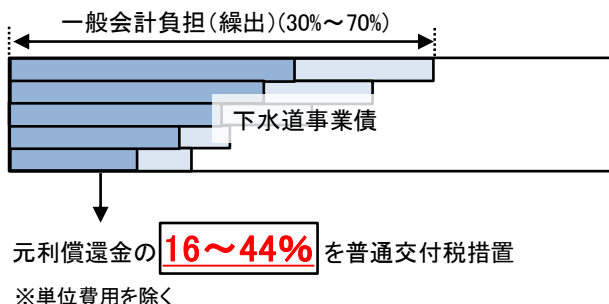
事業期間

- 令和5年度～令和7年度

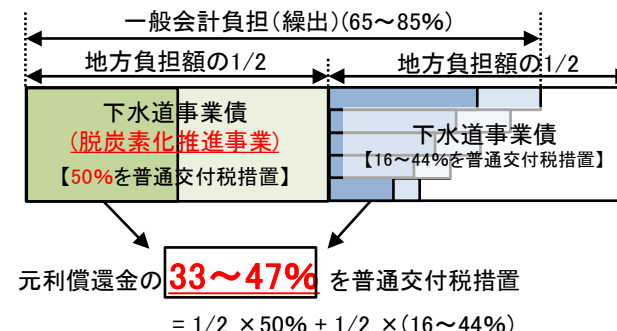
地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「下水道事業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金の**50%を普通交付税措置**(残余(地方負担額の1/2)については、通常の下水道事業債を充当)

通常



脱炭素化推進事業



交通事業(バス事業)における脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、**電動バス等の導入(EV、FCV、PHEV)**の取組に対して地方財政措置を講じ、交通事業(バス事業)における脱炭素化を推進。

対象事業

- 電動バスの導入(EV、FCV、PHEV)
 - 充電設備の導入
- ※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業を対象

事業期間

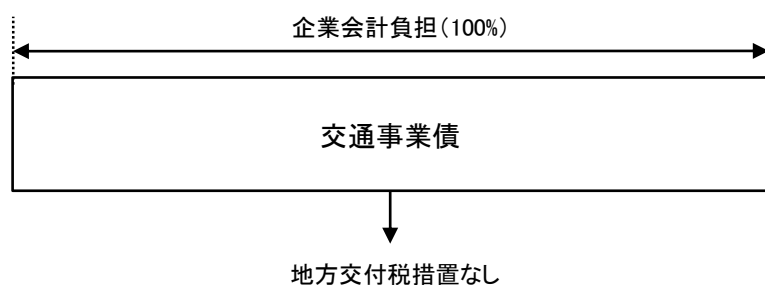
- 令和5年度～令和7年度

地方財政措置

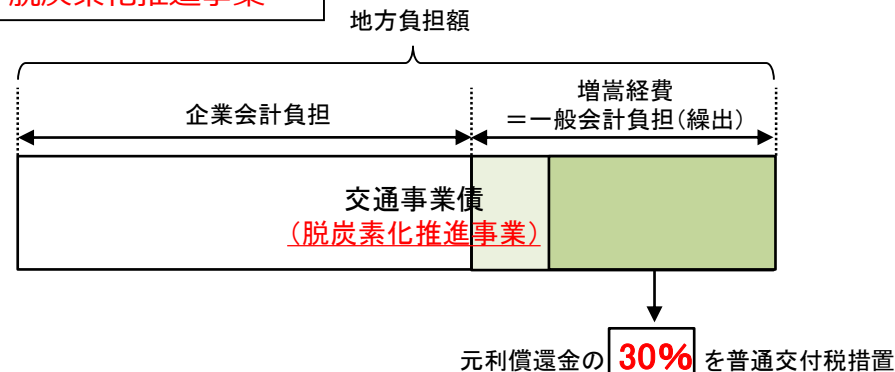
- 地方負担額の全額に「交通事業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の一定額を一般会計からの繰出の対象とし、元利償還金の**30%**を**普通交付税措置**



通常



脱炭素化推進事業



- ※ 一般車両を導入する場合に比して増高する額に相当する額を一般会計繰出
- ※ FCVをリースにより導入する場合は車両導入費の30%を特別交付税措置

公営企業のDXについて①

- 公営企業は、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により、経営環境は一層厳しさを増している状況であり、持続可能な経営の確保に取り組むことが喫緊の課題。
- こうした中、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)において、水道・下水道・交通・医療分野等におけるデジタル化の取組を推進することとされた。
- DXの取組は、業務効率化、経費削減、住民サービスの向上等を通じて、公営企業の持続可能な経営の確保に資するものであることから、公営企業におけるDXの取組が一層推進されることが重要。



- 公営企業におけるDXの取組を推進するため、次の3つの方策を実施。

方策① 人材面での支援

令和5年度における「経営・財務マネジメント強化事業」において、アドバイザーを派遣する支援分野に新たに公営企業のDX及び首長・管理者向けトップセミナーを創設する。

方策② 先進的な事例の周知

公営企業におけるDXの先進的な事例を盛り込んだ「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」を令和4年度中に作成・公表する。

方策③ 現行制度の周知

令和5年度における公営企業債の取扱いにおいて、起債対象事業費にDXの取組に要する経費が含まれることを明確化する。

公営企業のDXについて②

○ 公営企業においては、以下のようなDXの先進的な取組が実施されている。

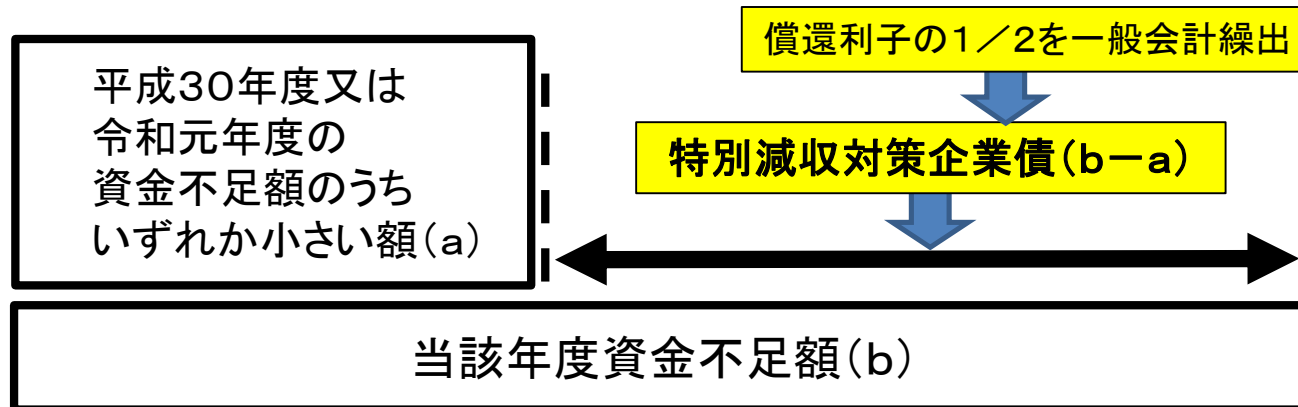
分野	項目	取組内容
水道	スマートメーターの導入	スマートメーターの通信機能を活用することで、検針業務の効率化と漏水の早期発見を図る。
	管路状況把握のデジタル化	水道管路に計測器を設置することで得られるデータ信号を解析することで、漏水調査の効率化を図る。
		AIによる機械学習を活用して衛星画像から水道水の反射特性を解析し、漏水可能性区域を把握することで、漏水調査の効率化を図る。
	施設の遠隔監視	<p>点在している浄水場の施設に設置した監視・通信端末を遠隔操作し、計測データをクラウド化することで、携帯端末による一括監視・管理を可能とし、施設維持管理の効率化を図る。</p> <p>ドローン(小型無人航空機)によって水管橋の劣化状況を確認することで、点検業務の効率化・高度化を図る。</p>
運転管理の自動化	AIによる機械学習を活用して浄水場の水質データの解析、解析結果に基づく薬品注入及び効果の確認を自動で実施することで、運転管理の効率化を図る。	
下水道	管路状況把握のデジタル化	管きよの老朽化の程度や浸水履歴を地図上で把握できる下水道リスク評価システムの活用により、合理的な改修等を図る。
		管路内を走行し全方位画像を取得する調査用カメラを導入するとともに、その記録から管路状況を半自動で判定することで、管路管理の効率化を図る。
	汚水管に設置した集音装置による音響データをAI解析することにより、雨天時侵入水の流入を短期間・低コスト・安全に検知する。	
施設の遠隔監視	光回線を活用して周辺町村の処理場を遠方監視することにより、処理場管理の効率化を図る。	
運転管理の自動化	下水処理に用いる最適な空気量等を機械学習によって自動演算するとともに自動制御することで、処理場の運転管理の効率化を図る。	
交通	運行情報のデジタル化	乗降客センサーから得た混雑情報やバスの運行状況をQRコードによりリアルタイムで利用者が確認できるよう、システム・HPを改修し利便性の向上を図る。
	PTPSの導入(公共車両優先システム)	バス車載器の通信により公共車両が円滑に交差点を通過できるよう信号を制御することで、定時性の確保を図る。
医療	遠隔医療	病院間で5G通信を用いて高精細映像を安定的に伝送することにより、専門医不足の医療機関におけるオンライン診療を可能とし、地域医療の質の向上を図る。
		撮影した画像データ等を病院間で共有できるシステムを構築することで、専門医不足の医療機関におけるオンライン病理診断を可能とし、地域医療の質の向上を図る。
		患者に提供したウェアラブル型端末のアラート機能を利用して患者の重症化を予防し、医師の業務負担軽減を図る。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年度に資金手当措置として「特別減収対策企業債」の制度を創設。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年度も公営企業の減収が発生するおそれがあることから、同感染症に伴う減収による資金不足について、令和5年度も引き続き「特別減収対策企業債」の制度を継続。

<措置の内容>

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できる(特別減収対策企業債)。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。
なお、当該繰出しには特別交付税措置(措置率0.8)を講じる。
- 償還年限は原則15年以内



- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
 - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- ➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

○ 公営企業・第三セクター等の経営改革

- ・ DX・GXの取組
- ・ 経営戦略の改定・経営改善
- ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
- ・ 上下水道の広域化等
- ・ 第三セクターの経営健全化

○ 公営企業会計の適用

○ 地方公会計の整備・活用

- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
(公共施設マネジメント)

○ 地方公共団体のDX

- 首長・管理者向けトップセミナー

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣（各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施）

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約6億円(約1,400団体・公営企業への派遣を想定)

経営・財務マネジメント強化事業の実施に係る今後のスケジュール

1月23日、24日	全国財政課長・市町村担当課長会議 全国公営企業管理者会議
1月27日	アドバイザーの推薦締切
2月下旬	課題達成支援事業の対象団体・公営企業及び 派遣申請の1次照会等の通知
3月下旬	1次派遣申請締切
4月以降	アドバイザーの派遣開始
4月上旬	派遣申請の2次照会
6月下旬	2次派遣申請締切
7月上旬	派遣申請の3次照会
10月下旬	3次派遣申請締切

公営企業における更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用人材確保、
組織体制の整備新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等(※)

民間活用

※広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

新経済・財政再生計画 改革工程表2022①

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率 100%】</p> <p>○収支赤字事業数(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【2017年度決算(959事業)より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p>			
		<p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>d. 水道、下水道などの公営企業について I C T 等デジタル技術を活用した管理を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p>	→	→	→

新経済・財政再生計画 改革工程表2022②

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○重点事業における公営企業会計の適用事業数(人口3万人未満) 【2024年度予算から対象事業の100%】 ○その他の事業における公営企業会計の適用事業の割合 【増加】	4. 公営企業会計の適用促進 a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。 《所管省庁：総務省》 b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。 《所管省庁：総務省》	→		

新経済・財政再生計画 改革工程表2022③

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数 【2022年度までに650団体】</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合 【2025年度までに100%】</p>	<p>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進 《所管省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省》</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促す。 また、各都道府県の水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップするとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用)、PPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

新経済・財政再生計画 改革工程表2022④

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数(完了した地区数) 【2023年度から2025年度までに180地区】</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進 《所管省庁：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>			
		<p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>c. 都道府県における、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じてPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画の策定。</p>	→		
		<p>d. 各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じて計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、PPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→

新経済・財政再生計画 改革工程表2022⑤

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○公立病院経営強化プランの策定率【2023年度末までに100%】</p>	<p>7. 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進</p>			
<p>○経営健全化のための方針の策定要件 ①～③のいずれかに該当した第三セクター等と関係を有する地方公共団体のうち、該当した要件に係る数値(債務超過額など)が改善している団体の割合 ①債務超過法人 ②時価で評価した場合に債務超過になる法人(土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む) ③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額(損失補償、債務保証、短期貸付) 【減少、進捗検証】</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定率【全対象団体で策定】</p>	<p>a. 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、2023年度末までにすべての公立病院において経営強化プランを策定。 《所管省庁：総務省》</p>	→		
		<p>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p>			
		<p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促すなど取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→

経営戦略の策定・改定状況

経営戦略の策定・改定状況（令和4年3月31日時点）

経営戦略の策定状況

- **令和2年度までの策定を要請**（平成28年1月）
- 6,553事業^(※)のうち、**策定済の事業は6,258事業（95.5%）、未策定の事業は295事業（4.5%）**となっている。

※ 事業数には、地方債の償還のみの事業や廃止（予定）事業などを含まない。

経営戦略の策定状況（令和4年3月31日時点）

（単位：事業）

	①策定済		②未策定		合計	
	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)
水道	1,732	(97.7%)	40	(2.3%)	1,772	(100.0%)
うち上水道	1,290	(98.2%)	24	(1.8%)	1,314	(100.0%)
うち簡易水道	442	(96.5%)	16	(3.5%)	458	(100.0%)
工業用水道	135	(95.1%)	7	(4.9%)	142	(100.0%)
交通	75	(92.6%)	6	(7.4%)	81	(100.0%)
電気	84	(93.3%)	6	(6.7%)	90	(100.0%)
ガス	20	(95.2%)	1	(4.8%)	21	(100.0%)
港湾整備	81	(88.0%)	11	(12.0%)	92	(100.0%)
市場	108	(76.6%)	33	(23.4%)	141	(100.0%)
と畜場	29	(76.3%)	9	(23.7%)	38	(100.0%)
観光施設	159	(76.1%)	50	(23.9%)	209	(100.0%)
宅地造成	191	(76.7%)	58	(23.3%)	249	(100.0%)
駐車場	140	(82.8%)	29	(17.2%)	169	(100.0%)
下水	3,504	(98.7%)	45	(1.3%)	3,549	(100.0%)
合計	6,258	(95.5%)	295	(4.5%)	6,553	(100.0%)

経営戦略の改定状況

- **令和7年度までの改定を要請**（令和3年1月、令和4年1月）
- 策定済の6,258事業のうち、改定済の事業は1,170事業（18.7%）、令和7年度までに改定予定の事業は3,646事業（58.3%）であり、これらを合わせると、**既に改定済の事業を含め、令和7年度までに4,816事業（77.0%）が改定予定**。

経営戦略の改定状況（令和4年3月31日時点）

（単位：事業）

	①改定済	②改定予定 (令和4年度～7年度)	小計 (①+②)	③改定予定 (令和8年度以降)	④未定	合計
	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)
水道	284 (16.4%)	973 (56.2%)	1,257 (72.6%)	196 (11.3%)	279 (16.1%)	1,732 (100.0%)
うち上水道	253 (19.6%)	715 (55.4%)	968 (75.0%)	142 (11.0%)	180 (14.0%)	1,290 (100.0%)
うち簡易水道	31 (7.0%)	258 (58.4%)	289 (65.4%)	54 (12.2%)	99 (22.4%)	442 (100.0%)
工業用水道	30 (22.2%)	68 (50.4%)	98 (72.6%)	15 (11.1%)	22 (16.3%)	135 (100.0%)
交通	14 (18.7%)	45 (60.0%)	59 (78.7%)	5 (6.7%)	11 (14.7%)	75 (100.0%)
電気	13 (15.5%)	37 (44.0%)	50 (59.5%)	7 (8.3%)	27 (32.1%)	84 (100.0%)
ガス	6 (30.0%)	9 (45.0%)	15 (75.0%)	0 (0.0%)	5 (25.0%)	20 (100.0%)
港湾整備	8 (9.9%)	40 (49.4%)	48 (59.3%)	7 (8.6%)	26 (32.1%)	81 (100.0%)
市場	4 (3.7%)	54 (50.0%)	58 (53.7%)	26 (24.1%)	24 (22.2%)	108 (100.0%)
と畜場	0 (0.0%)	15 (51.7%)	15 (51.7%)	4 (13.8%)	10 (34.5%)	29 (100.0%)
観光施設	11 (6.9%)	70 (44.0%)	81 (50.9%)	22 (13.8%)	56 (35.2%)	159 (100.0%)
宅地造成	23 (12.0%)	85 (44.5%)	108 (56.5%)	14 (7.3%)	69 (36.1%)	191 (100.0%)
駐車場	2 (1.4%)	69 (49.3%)	71 (50.7%)	19 (13.6%)	50 (35.7%)	140 (100.0%)
下水	775 (22.1%)	2,181 (62.2%)	2,956 (84.4%)	231 (6.6%)	317 (9.0%)	3,504 (100.0%)
合計	1,170 (18.7%)	3,646 (58.3%)	4,816 (77.0%)	546 (8.7%)	896 (14.3%)	6,258 (100.0%)

策定・改定状況の「見える化」

- 毎年度調査を実施し、**策定・改定状況（※）を総務省HPにおいて公表することにより、「見える化」を推進**。（令和4年度は11月に公表）
- ※ このうち、策定状況については、個別事業別の状況を併せて公表

経営戦略の策定・改定の促進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**より質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、「**策定・改定ガイドライン**」や「**策定・改定マニュアル**」のほか、JFMと共同で実施している**経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を促進。

経営戦略の改定の推進について

「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

- 経営戦略の見直しに当たっては、**特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠**であること。
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- なお、**現在、経営戦略の策定を要件としている**水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る**地方財政措置について、令和8年度から、上記の①～④の取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。**

令和5年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について(令和5年1月23日付け公営企業三課室事務連絡)

- 地方公共団体において、**現下の課題である物価高騰への対応や、積極的なデジタルの活用（DX）とグリーン化（GX）の推進**などが求められていることを踏まえ、**各公営企業においても、これらの課題に積極的に取り組み、経営戦略に適切に反映**すること。
- **新型コロナウイルス感染症**に伴い生じている、生活様式の変化や働き方・学び方の変容が**各公営企業の経営に与える影響を適切に経営戦略に反映**させること。
- 新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、このような現下の経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めること。
- なお、**令和5年度以降の地下鉄事業特例債（再々特例債）**について、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化に対応するためには、経営戦略の改定が重要であることから、**経営戦略の改定状況に応じた発行要件を設ける。**

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和3年度実績)

- 各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
 ○令和3年度においては、事業廃止100件、広域化等89件、包括的民間委託37件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
100件		11件		1件		89件		7件		37件		16件	
都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村
7件	93件	1件	10件	0件	1件	3件	86件	0件	7件	1件	36件	6件	10件
水道	7	水道	0	水道	0	水道	14	水道	0	水道	12	水道	7
工業用水道	2	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1
交通	2	交通	2	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	2	病院	1	病院	1	病院	0	病院	0	病院	0	病院	0
下水道	26	下水道	0			下水道	74	下水道	0	下水道	23	下水道	5
簡易水道	3	簡易水道	0			簡易水道	1	簡易水道	0	簡易水道	1	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	1
市場	2	市場	0			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	3	と畜場	1			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	23	宅地造成	1			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	1
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	5	駐車場	1			駐車場	0	駐車場	0	駐車場	1	駐車場	1
観光	7	観光	1			観光	0	観光	0	観光	0	観光	0
介護サービス	13	介護サービス	4			介護サービス	0	介護サービス	6	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	5	その他	0			その他	0	その他	0	その他	0	その他	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。

事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。

(※3) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合が含まれる。

(※4) 民営化・民間譲渡又は広域化等に伴い他の事業に統合せずに事業廃止を行った場合は、1つの事業を事業廃止及び民営化・民間譲渡又は広域化等の2取組に計上している。

(※5) 1つの事業で複数の取組を行った事例及び1つの事業を2取組に計上した事例が存在するため、取組数は合計261件だが、事業数ベースでは合計252事業。

合計

261件

(令和2年度実績 351件) 30

公営企業における業務密度の増加について

- 公営企業においては、持続可能な経営を確保するため、経営に要するコストを削減することが重要。
- コストの削減に当たっては、抜本的な改革により業務そのものを見直すほか、次のとおり業務や施設ごとのコストの共有の観点から取組を検討することも有効。
 - ・ 業務や施設を通じた一括工事・一括管理等の取組によりコストを共有することで、平均コストを低下させる
 - ・ 事業統合に際し管路延長に多額の経費を要する場合など、コストの共有が困難な場合には、敢えて別個の取扱いとする（例：下水道事業における最適化）ことで、平均コストの上昇を抑制する
- このようなコスト効率（業務密度）の増加については、以下のような先進的な取組が実施されている。

<参考> 公営企業において業務密度を増加させる主な事例

<複数事業を通じた管理者設置>

- ・ 水道・ガス・下水道事業に一の管理者を設置することで意思決定を効率化するとともに、同時施工により工事を効率化した事例

<DX>

- ・ 点在する浄水場に監視・通信端末を設置することで一括監視・管理した事例

<広域化（施設の共同設置）>

- ・ 2市で浄水場を共同設置するとともに民間事業者に設計・建設・維持管理を一括発注した事例

<広域化（最適化）>

- ・ 市全域に下水道管路を布設する代わりに一部の地域で浄化槽を整備した事例

<包括的民間委託>

- ・ 下水道管路の維持管理・設計・改築等の複数業務をパッケージ化し包括的に民間委託した事例

<PPP/PFI>

- ・ 上工下水道事業においてコンセッション方式により一体的に民間事業者に運営権を設定した事例

公営企業における業務密度の増加事例について①

複数事業を通じた管理者設置

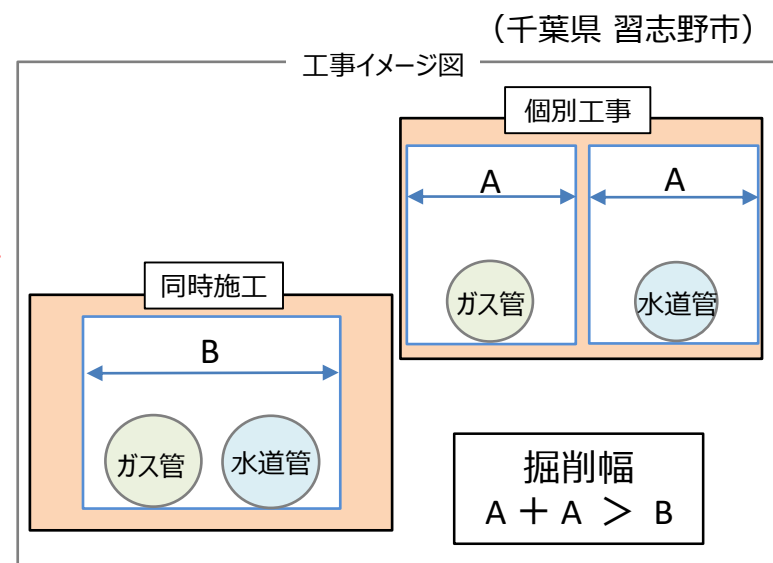
複数事業を通じた管理者の設置・同時施工による効率化 (R元～)

〔水道・ガス・下水道事業〕

- 水道・ガス事業で一の管理者を設置し、水道管及びガス管の新設・更新工事を同一溝で実施することにより、個別に工事を行うのではなく、同時施工で一括実施することが可能に。
- また、令和元年度から下水道事業も統合し、水道・ガス・下水道事業を通じて一の管理者を設置することで、意思決定の更なる効率化を実現。

【効果】

- 同時施工による建設費の削減（個別工事の場合と比較し約3割程度削減）。
- 掘削幅縮小による産業廃棄物排出量の削減等の環境負荷の低減及び工期短縮による周辺住民の負担軽減。



DX

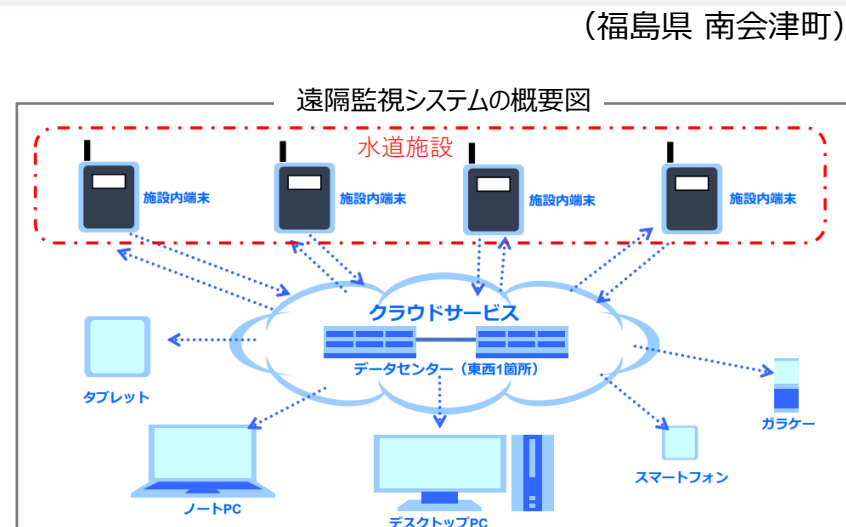
水道施設の遠隔監視 (H29～)

〔水道事業〕

- 合併前の旧町村（1町3村）がそれぞれ設置していた複数の水道施設（浄水場等）を統一的に監視するため、監視・通信端末を設置。
- それぞれの施設で個別に監視業務を行うのではなく、端末により取得される計測データをクラウド化することで管理を一元化し施設外部の携帯端末による監視を実現。

【効果】

- システム導入費用の削減（▲約2.6億円）。
- 専用回線ではなく通信費の安価な携帯電話網を利用することによる監視箇所増加（11施設→56施設）。



公営企業における業務密度の増加事例について②

広域化（施設の共同設置）

県域を越えたPPPによる浄水場の共同整備・維持管理（H24～）

〔水道事業〕

- 三池炭鉱の閉山に伴い、炭鉱の専用水道から給水を受けていた2市において浄水場を整備する必要が生じたため、それぞれで新規整備するのではなく、**県域を越えて2市共同で浄水場を整備**。
- 2市は浄水場を有しておらず経営ノウハウがなかったため、民間事業者**に浄水場の設計・建設及び施設の維持管理を一括して発注（DBO方式）**。

【効果】

- 浄水場の**2市共同設置による建設費の削減**（単独設置の場合と比較し▲約7億円）。
- **DBO方式の採用による建設費の削減**（市自らが実施する場合と比較し▲約12億円）。

（福岡県 大牟田市・熊本県 荒尾市）

【受託者】メタウォーターグループ
※メタウォーター(株)を代表とするグループ



広域化（最適化）

下水道事業における浄化槽への転換（H21～）

〔下水道事業〕

- 合併前の旧市町村（1市6町1村）がそれぞれ整備していた下水道施設について、**処理区域の見直し**を行い、**公共下水道の処理場を削減**（▲1施設）するとともに、**農業集落排水の処理場を削減**（▲12施設）。
- 処理場を廃止した地域において、**廃止分を低コストで整備可能な浄化槽に転換**。

【効果】

- 処理施設削減により、**建設改良費及び維持管理費の削減**（建設改良費▲約248億円、維持管理費年間▲約2.8億円）。

（佐賀県 佐賀市）

処理区域の見直し結果

	処理区域（単位：ha）			終末処理場・処理施設		
	旧計画	新計画	増減	旧計画	新計画	増減
公共下水道	4,791	4,776	▲15	5	4	▲1
農業集落排水	790	358	▲432	27	15	▲12
浄化槽	37,561	38,008	+447	—	—	—

公営企業における業務密度の増加事例について③

包括的民間委託

下水道管路に係る包括的民間委託の導入 (H30～)

〔下水道事業〕

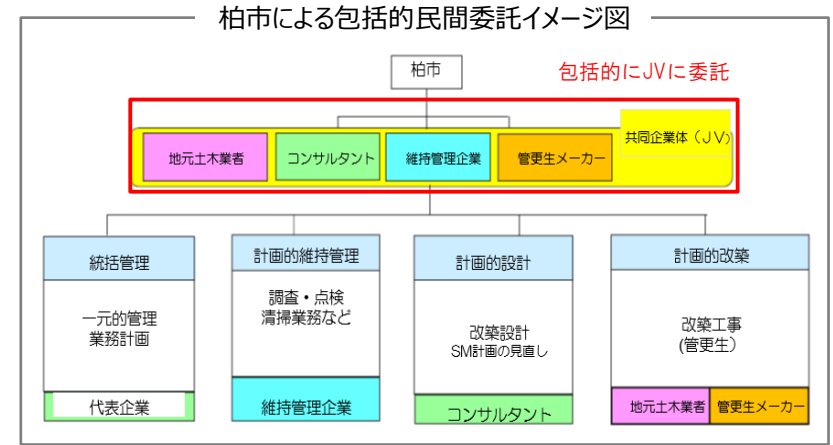
- 管路の老朽化対策等の新規業務に対応するため、業務を個別に発注するのではなく、下水道管路の維持管理・設計・改築等の**複数業務をパッケージ化し一括委託**。
- **下水管路の改築更新に主眼をおいた包括的民間委託は全国初**。

【効果】

- **事業費の削減**（個別発注と比較し年間▲約1億円）。
- 複数業務の一括委託及び複数年契約による**業務負担の軽減**（職員数▲4名）。

(千葉県 柏市)

【受託者】積水化学工業(株) 他7社による共同企業体



PPP/PFI

上工下水道事業へのコンセッションの導入 (R4～)

〔水道・工業用水道・下水道事業〕

- 料金収入の減少や施設の老朽化による更新需要の増大などの課題に対応するため、**20年の長期・包括契約**により、**公共施設等運営権（コンセッション）方式**を水道用水供給2事業、工業用水道3事業、流域下水道4事業の**計9事業に導入**。

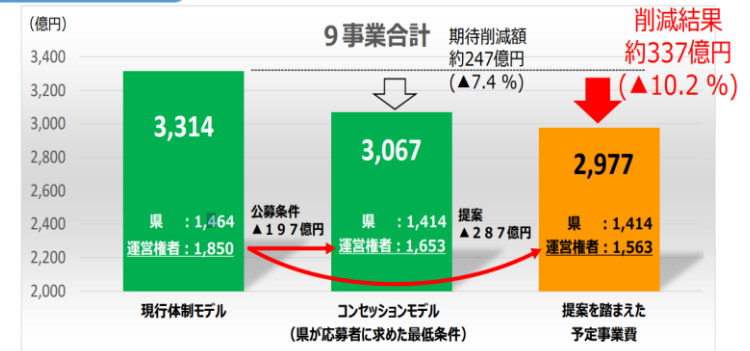
【効果】

- 9事業一体契約のスケールメリットにより**事業費を削減**（20年間で▲約337億円）。
- 事業費削減効果の一部は現在の利用者に還元し、**料金上昇を抑制**。
- 最長4～5年間だった**契約期間を20年間に拡大**したことにより、**従業員の雇用の安定と人材育成が可能**に。
- 従来の仕様発注から**性能発注**にすることで、**運営権者の創意工夫を可能とし、新技術等の積極的な導入を促進**。

(宮城県)

【運営権者】(株)みずむすびマネジメントみやぎ
※メタウォーター(株)を代表とするSPC(特別目的会社)

20年間の総事業費



公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集について

- 公営企業における抜本的な改革等の先進的な事例を盛り込んだ「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」を令和4年度中に作成・公表する。

<掲載イメージ>

AIを活用した水道管劣化予測診断ツールの導入

DX

水道事業

取組の概要

水道管路の現状の劣化状況に合わせた判断を行うため、管路更新の優先順位の検討にAIを活用した。

◆総事業費 システム開発費●●千円、試験運用管理に係る委託料●●千円

◆背景

- ・ 整備管路の優先順位の決定から5年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえて市全域で再検討することとなったが、この間に統合した旧簡水地区の整備状況等が不明確であったこと及び熟練職員の退職により、法定耐用年数と職員による経験則に基づくこれまでの手法による判断が困難となっていた。
- ・ この課題を解決するため、客観的な要因（過去の漏水箇所）と地盤等の条件に基づく劣化予測診断ツールを活用することとした。

◆具体的内容

- ・ 市が保有する水道管路情報及び過去の漏水履歴データと受託事業者が独自に収集した土壌・気候・人口等の環境変数のデータベースを組み合わせ、AIによる高精度な解析を行い、各水道管路の破損確率を算出した。
- ・ この結果に、影響度（職員による事故対応活動の規模を管口径ごとに定量化したもの）を加え、最終的な優先順位を決定した。

◆効果

- ・ 予測診断ツールの活用により、現地調査費用が削減された（▲約●●千円/年）。
- ・ 地図情報システム上に職員の経験知をデータとして取り込むことにより、職員の技術を定量的に伝承することが可能となった。

取組のポイント

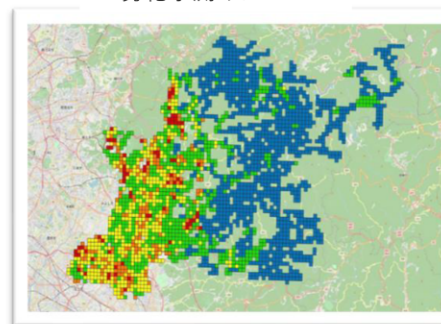
- ・ 同時期にAI劣化予測診断ツールを導入していた民間ガス事業者と共同で更新路線の優先順位を決定し、同時に施工することで、費用削減等以下の効果があった。
 - ①舗装復旧費用（延長●m×幅員●m×●千円/m²=●千円）の軽減（2者で按分）
 - ②住民への工事チラシの共同配布による事務負担の軽減
 - ③施工業者との施工時期、試掘立ち合い等の詳細の調整に係る負担の軽減
 - ④社会的影響度の緩和（例：工事期間が別々になることによる住民への影響等）

A県B市上下水道局水道維持課

公営企業情報

- ・ 行政区域内人口 ●●人（令和4年1月1日時点）
- ・ 行政区域内面積 ●●Km²（令和4年1月1日時点）
- ・ 給水人口 ●●人（令和3年度決算）

劣化予測イメージ



※整備管路の優先順位を地図上で色分けしたもの

取組のスケジュール

- ・ 令和●年●月に検討を開始し、令和●年●月にシステムの契約を締結。
- ・ 令和●年●月から一部区画で運用開始。

今後の展望

- ・ 現状では一部の路線のみでの実施だが、より最適な管路更新の実現のため、今後は市全域での実施を目指す。
- ・ 今後、AIを利用した劣化予測が主流になると予想されるため、より精度の高い製品の情報収集を行う。

公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

R6

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

○ 簡易水道・下水道(公共・流域)
 <人口3万人以上>

移行

(移行完了)

新ロードマップ

○ 簡易水道・下水道(公共)
 <人口3万人未満>

できる限り移行

移行

※ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

○ 下水道(集排・浄化槽)

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

○ その他の事業

公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

ロードマップ

公営企業会計適用の取組状況(R4.4.1時点)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する人口3万人以上の簡易水道事業と公共下水道事業及び流域下水道事業は、全事業が「適用済及び適用に取組中」となっている。
- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する人口3万人未満の簡易水道事業は95.6%、下水道事業は97.7%、人口3万人以上のその他下水道事業は93.0%が「適用済及び適用に取組中」となっている。

以下の取組状況調査結果は、総務省HPにおいて公表。(URL:https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業 (単位 事業)

	人口3万人以上							
	簡易水道事業				公共下水道事業及び流域下水道事業			
	R3.4.1時点		R4.4.1時点		R3.4.1時点		R4.4.1時点	
① 適用済及び適用に取組中	318	(100.0%)	316	(100%)	1,155	(100%)	1,155	(100%)
② 検 討 中	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合 計	318	(100%)	316	(100%)	1,155	(100%)	1,155	(100%)

- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業 (単位 事業)

	人口3万人未満						人口3万人以上					
	簡易水道事業			下水道事業			その他下水道事業					
	R3.4.1時点		R4.4.1時点	R3.4.1時点		R4.4.1時点	R3.4.1時点		R4.4.1時点			
① 適用済及び適用に取組中	523	(87.8%)	566	(95.6%)	1,465	(90.6%)	1,582	(97.7%)	651	(87.0%)	688	(93.0%)
② 検 討 中	67	(11.2%)	24	(4.1%)	138	(8.5%)	34	(2.1%)	85	(11.4%)	47	(6.4%)
③ 検 討 未 着 手	6	(1.0%)	2	(0.3%)	14	(0.9%)	3	(0.2%)	12	(1.6%)	5	(0.7%)
合 計	596	(100%)	592	(100%)	1,617	(100%)	1,619	(100%)	748	(100%)	740	(100%)

取組の更なる推進に向けて、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方財政措置について、

- ・ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業は、令和3年度から公営企業会計の適用を要件化
- ・新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業は、令和6年度から公営企業会計の適用を要件に加えることとしている。

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. 人的支援制度

- 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じて公営企業会計の適用に係るアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を実施(R3年度～)。
- 都道府県ごとに、複数の財務諸表の作成等の経験者をアドバイザーに登録し、小規模団体の問い合わせに対応可能な電話相談体制を構築(R4年度～)。

2. マニュアル・先進事例集等

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表(H31年3月)。
- 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。
- 公営企業会計適用後の実務に係る典型的なQ&A集及びチェックリストを作成・公表(R4年度～)。

3. 都道府県による市町村の支援

- 都道府県による市町村を対象とした公営企業会計の適用推進のための研修等のほか、都道府県と市町村が参加する体制を構築したうえで、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。
- 都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置。

4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置し、その元利償還金に対して交付税措置。

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

- 概要: 公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度までの間における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)
 - ※ 財務規定等を適用した1年目から3年目までにおける決算書類の作成等に係る外部委託費も対象となる。
- 財政措置:
 - － 簡易水道事業 : 元利償還金の55%に繰出し、元利償還金の55%に普通交付税措置
 - － 下水道事業 : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
 - － 上記以外の事業: 元利償還金の50%に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 対象期間: 令和5年度まで ※R6.4.1に適用した団体は、R6年度からR8年度までの会計処理及び財務諸表の作成に要する経費も対象

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 対象期間: 令和5年度まで

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 令和6年4月1日までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

第三セクター等の経営健全化の推進

【第三セクター等の経営健全化等に関する指針】

- 第三セクター等は、経営が著しく悪化した場合、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革を推進し、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、**各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている**。（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知、平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知）

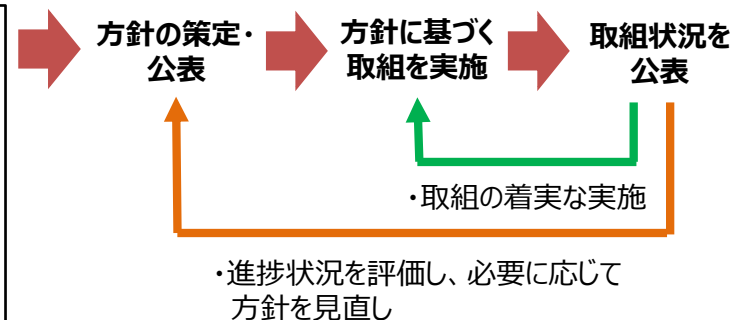
【第三セクター等の経営健全化方針】

- 特に、**相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各地方公共団体に対しては、経営健全化方針を策定・公表するとともに、毎年度、策定した方針に基づく取組状況の公表を要請**。（令和元年7月23日付け総財公第19号公営企業課長通知）
- 策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要。評価の結果、**策定した方針と実績が乖離している場合は、当該方針の見直しを行うなど、財政的なリスクの解消に向けて適切に取り組む必要**。（令和5年1月23日付け公営企業三課室事務連絡）

経営健全化方針の策定を要する地方公共団体

第三セクター等のうち、当該地方公共団体の出資（出えんを含む。）割合が25%以上である法人、当該地方公共団体が損失補償、債務保証、短期貸付け及び長期貸付けを行っている法人で、次の①から③までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体等

- ① 債務超過法人
- ② 実質的に債務超過である法人
 - a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
 - b 土地開発公社のうち、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社
- ③ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人



※総務省において、毎年度、経営健全化方針の策定状況や取組状況を調査し、HPで公表。

【第三セクター等の新たな事例集の作成・公表】

- 地方公共団体における第三セクター等の効率化・経営健全化や地域活性化等に係る取組を推進するため、**経営健全化やDX・GX等の取組に係る事例をとりまとめた新たな事例集を令和5年3月に作成・公表予定**。（令和5年1月23日付け公営企業三課室事務連絡）